



# 10月は「飼い主マナー-向上推進月間」 ペットとともに暮らす 責任を見直そう！



村には、犬・猫の放し飼いやふん尿の放置、飼育放棄や遺棄など、多くの相談が寄せられています。ペットが人間社会の一員となるためには、飼い主のマナーが大切です。“ペットとともに暮らす”と決めた以上、飼い主にはマナーを守り愛情をもって世話をする責任があります。この機会に、飼い主としての責任を改めて見直し、近隣への迷惑行為等を未然に防ぐとともに、動物の適正な飼育管理に努めましょう。



▲村公式HP

## 犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう！

室内飼育・室外飼育の区別なく、生後91日以上の子犬を飼っている方は、その犬に生涯に一度の「登録」と、毎年1回の「狂犬病予防注射」を受けることが義務付けられています。



## 飼い主が分かるようにしましょう！

飼い犬には鑑札と注射済票を付けましょう。また、飼い主の連絡先が分かるように迷子札やマイクロチップをつけましょう。

## 「ふん」は必ず持ち帰りましょう！

犬の散歩に行くときは、スコップやビニール袋を忘れずに持ち歩きましょう。



## 猫は屋内で飼いましょう！

屋外は交通事故や感染症など、飼い猫にとって危険がいっぱいです。また、ふん尿やいたずらなどで周囲に迷惑をかけることもあります。危険やトラブルを避けるために猫は屋内で飼いましょう。



## 野良猫にえさをあげないでください！

飼うなら責任を持って、他人へ迷惑をかけないように正しく飼いましょう。無責任な飼い方は、みだりに繁殖させ、猫を不幸にしてしまいます。



## 災害への備えをしましょう！

災害が起こったとき、ペットを守ることができるのは飼い主であるあなたです。災害が起こったときのペットとの避難方法などについて、日頃から準備しておきましょう。



【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452)  
茨城県動物指導センター(☎0296-72-1200)